第 7604 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2025年)令和 7年 3月 3日 月曜日

発行所 株式会社FPシミュレーション
大阪市中央区備後町２－４－６ TEL : 06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 FAX : 06-6209-8145

♤ 令和７年税制改正　所得税の控除等

Q：令和７年の税制改正では、個人所得税の控除等が改正されるそうですが、どのようになるんですか？

A：次のように改正されます。

【解説】

令和７年度の税制改正において、個人所得税の控除等は、次のように改正するとされています。

① 基礎控除

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ次のようになります。

本人の合計所得金額	控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円

② 給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられます。

③ 特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から一定の控除額(最高63万円)が控除されます。

この改正は、令和７年分以後の所得税に適用されます。